

令和4年6月から児童手当制度が一部変更になります

現況届が不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監護や保護、生計同一関係など)を満たしているかを確認するものです。津市では、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が不要(右記の場合を除く)となります。

以下の場合には引き続き現況届の提出が必要です。

- 支給要件児童の戸籍がない場合
- 離婚協議中で配偶者と別居している場合
- 配偶者からの暴力などにより避難しており、住民票の所在地が津市と異なる場合
- その他、津市から提出の案内があった場合

特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

今年6月分の児童手当等以降(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が以下の所得上限限度額以上の場合、特例給付が支給されなくなります。

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※所得税法上の同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族がいる人の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

※扶養親族が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

所得上限限度額以上となり受給資格を喪失し、翌年度以降の所得が限度額を下回った場合は認定請求書の提出が必要です。



児童手当等における主な所得の範囲と計算方法

所得額

- 総所得
- 山林所得
- 退職所得(総合課税)
- 土地等にかかる事業所得等
- 長期譲渡所得(分離課税)
- 短期譲渡所得(分離課税)
- 先物取引にかかる雑所得
- 条例適用利子や配当等
- 特例適用利子や配当等

控除額

- 雑損控除額
- 医療費控除額
- 小規模企業共済等掛金控除額
- 障害者控除27万円(特別40万円)
- ひとり親控除(35万円)
- 寡婦控除(27万円)
- 勤労学生控除(27万円)

8万円

施行令に定める控除額

算出された額が所得上限限度額を超えていない人に児童手当等を支給

令和4年3月31日(木)締め切り 子育て世帯への臨時特別給付金の申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。以下の対象児童の保護者等は申請が必要です。期限までに申請してください。申請方法など、詳しくは津市ホームページをご覧ください。



対象児童	申請期限	支給額
<ul style="list-style-type: none"> • 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(児童が高校生等のみの世帯) ※既婚者を除く • 平成18年4月2日～令和3年8月31日生まれの公務員や、児童手当未申請の保護者の児童 • 令和4年3月31日までに生まれた児童 ※3月下旬に出産予定の人は事前にお問い合わせください。	令和4年 3月31日(木) ※郵送の場合は消印有効	対象児童 1人当たり 10万円

※支給対象者の令和2年分所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合や、既にこの給付金を受給した児童分は支給対象外

問い合わせ 子育て世帯への臨時特別給付金担当 ☎229-3403 📠229-3451